

世羅町 防犯対策用品

購入費補助金



自宅の防犯対策はお済みですか…？

近年、特殊詐欺や侵入窃盗などの犯罪が多様化・巧妙化しており、住民の安全・安心な暮らしを脅かす要因となっています。
町では防犯対策用品（防犯カメラ、インターフォンなど）の購入費用に補助し、安心安全な生活環境づくりに寄与します。

ご利用は
1世帯につき
年1回限り

補助は購入
費用の1/2で
上限1万円

世羅町在住者
申請日に町内に
住所を有する者



申請期限
令和9年2月26日

お問合せ・申請先

世羅町総務課 生活安全係

〒722-1192 世羅郡世羅町大字西上原123番地1

電話 0847-22-1111

窓口対応時間 8時30分から17時15分（土日祝日、年末年始を除く。）

裏面もご確認ください。

要件 (いずれも)

- 世羅町内に住民票のある方 (一世帯年一回限り)
- 防犯対策用品を現に居住している町内の住居 (敷地内) に設置
- 町内の店舗で購入した新品 (工事費・配送料・消耗品等は除く。)
- 年度ごとの事業のため、申請年度内に購入した用品が対象

補助対象の防犯対策用品一覧

インターフォン(屋内で来訪者の顔が確認できるもの)、センサーライト、防犯カメラ(ダミー含む。)、防犯機能付き電話機、見守りカメラ(屋内撮影用)、防犯ガラス、防犯ガラスフィルム、防犯対策効果のある錠、補助錠、人感チャイム、人感センサー、防犯アラーム(ドアや窓に異常があった際、音や警告灯で異常を知らせるものを含む。)、その他町長が防犯対策上有用と認める物。

申請までの流れ

1. 自宅に設置する防犯対策用品を町内の店舗で購入
防犯機能が確認できるカタログ等とレシート (領収書) を準備する。



2. 防犯対策用品を町内の住居等に設置
設置した写真を印刷する。



3. 関係書類を添えて、総務課へ申請書を提出
総務課に備え付けの申請書に記入して、添付書類と合わせて提出する。

注意事項

- ・ 防犯対策用品で使用する乾電池等の消耗品は、補助対象外です。
- ・ 予算がなくなり次第、補助事業は終了します。